

- ごみダイエツト大作戦
- ごみのルール
- ごみと資源のゆくえ

- 容器包装プラスチック

- 資源物

- 不燃ごみ

- 蛍光灯など

- 草木類

- 可燃ごみ

- 生ごみ処理機 購入費補助制度

- 粗大ごみ

- 小型家電

- 市では扱えないごみ

- 一度に多量のごみを出す場合 犬や猫などの死体処理

- Q&A

- 品目リスト

Q：自治会で美化清掃をしたのですが、収集場所に出してもいいですか？

A：自治会やボランティアにより出た美化清掃ごみは、通常の収集とは別に収集していますので、ごみ収集場所には出せません。事前に実施日、搬出場所、予定量を環境資源対策課にご連絡ください。

Q：ごみの収集がまだ来ません。どこに連絡したらよいですか。

A：収集は一日かけて行っていますので、収集が午後になる地域もあります。概ね午後3時頃まで様子を見てください。

Q：8時30分を過ぎてもごみが残っているので出してもいいですか？

A：当日の日の出から午前8時30分までに出してください。資源物など品目別に収集しているごみもありますので、ごみが残っているように見えても、品目によっては収集済みの場合があります。(2ページ参照)

その他

Q：自宅の庭に動物の死がいがあります。

A：市では、私有地に入っの収集はできません。道路際、またはお近くのごみ収集場所に出してから環境資源対策課にご連絡ください。

Q：し尿くみ取り伝票の交付はどこでできますか？

A：生活環境課（市役所西庁舎2階）で受付及びし尿くみ取り伝票の交付を行っています。ただし、すでにし尿くみ取り伝票をお持ちの方で、継続交付する場合は、市役所本庁舎1階「戸籍住民課」窓口、各公民館、各駅前連絡所で受付が可能です。（し尿くみ取り伝票は後日郵送します。）

浄化槽のご用命は

(有)川口清掃社

代表取締役 川口 幸男

浄化槽の機能を保つためにも定期的な清掃をおすすめします

土・日・祝祭日定休

平沢817-1

(TEL、FAX 共用)

81-1351

おかげさまで創業 55年